

県域水道一体化 調査特別委員会

令和 2 年 9 月 1 1 日

葛 城 市 議 会

県域水道一体化調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和2年9月11日（金） 午後2時09分 開会
午後4時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|--------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 西井 覚 |
| | 副委員長 | 奥本 佳史 |
| | 委員 | 杉本 訓規 |
| | 〃 | 吉村 始 |
| | 〃 | 谷原 一安 |
| | 〃 | 内野 悦子 |
| | 〃 | 川村 優子 |
| | 〃 | 増田 順弘 |
| | 〃 | 西川 弥三郎 |

- 欠席した委員 委 員 岡 本 吉 司

4. 委員以外の出席議員
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 下 村 正 樹 |
| 議 員 | 松 林 謙 司 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 溝 尾 彰 人 |
| 上下水道部長 | 井 邑 陽 一 |
| 水道課長 | 福 森 伸 好 |
| 〃 補佐 | 西 川 康 光 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|------|---------|
| 事務局長 | 岩 永 睦 治 |
| 書 記 | 和 田 善 弘 |
| 〃 | 中 井 孝 明 |
| 〃 | 福 原 有 美 |

- ## 7. 調査案件

(1) 水道事業に関する事項について

開 会 午前2時09分

西井委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより県域水道一体化調査特別委員会を開会します。

朝から厚生文教常任委員会、また協議会と、続けて参加してもらい委員が多数だと思いますが、疲れもございますが、県域水道の一体化の推進に向けてという形の中で、どのような方法が市民にいいかということを真剣に皆さん方にいろんな形で議論してもらわねばならないと。これは、水道というのは、やっぱり電気、水道、ガスというぐらいに、特に住民の生活、命に関わるような問題でもございますので、いかに安定供給の中で安い価格を市民が享受できるような方法も含めて、議論が多々あると思いますが、慎重審議をよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、委員長としての招集の挨拶とさせていただきます。慎重審議、どうかよろしくご協力をお願いします。

委員外議員は松林議員です。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言するようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知願います。傍聴者はおられませんので、傍聴者の件は省略させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますので、ご了承願います。なお、発言される際はマスクを着用したままご発言をいただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件（1）水道事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、前回の委員会以降の状況につきまして、理事者より報告をお願いしたいと思っております。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、お手元に配付いたしております資料のご確認をお願いいたします。資料1、「水道サミット～県域水道一体化の推進に向けて～」と題しましたA4横の資料でございます。資料2、水道事業等の統合に関する覚書（案）、1枚物の資料でございます。資料3、水道事業等の統合に関する基本方針（草案）、A4縦の資料でございます。本日はこの3点を用いてご説明いたします。これらの資料につきましては、令和2年8月19日に開催されました知事・市町村長の会議でございます第1回水道サミットで提示された資料でございますが、本年6月の本特別委員会におきましてもご説明申し上げました資料に修正が加えられ、第1回水道サミットでの資料として使用されたものでございます。これからの説明は、資料1を中心といたしまして、必要に応じて資料2及び資料3を交えて行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、お手元に資料1をご準備いただきます。「水道サミット～県域水道一体化の推進に

向けて～」についてです。この資料2ページから7ページまでは県域水道一体化の効果についてでございます。

3ページをお開き願います。I 1. 県域水道一体化のメリットについてです。県域水道一体化のメリットとして、事業統合・料金統一により下記の主要課題が解決されるとしています。まずは、市町村域を越えた投資最適化の推進が図られ、投資額の抑制につながる。その投資抑制分を料金の上昇抑制と施設の更新費用に活用することで水道料金の上昇抑制が図られ、単独経営料金よりも一体化統一料金のほうが安くなる。老朽化施設の更新促進が図られ、現在よりもペースアップするとしています。また、運営体制の強化につながるとしています。

4ページに移りまして、I 2. 市町村浄水場の集約についてです。段階的に市町村浄水場を廃止し、統合時点で18ある浄水場を将来は7浄水場に集約する予定としています。集約で削減できる投資抑制効果額は、令和7年度から令和30年度で240億円、廃止に必要な施設及び連絡管の整備費が50億円必要で、差引き190億円の効果と試算されております。右上に浄水場廃止予定時期が記載されております。これは、建設年度、老朽化等を考慮し、示されているもので、今後も協議することとしていますが、葛城市の3つの浄水場は令和12年度に廃止予定の案となっております。

次に、5ページをお開き願います。I 3. 送配水施設の最適化についてです。市町村の枠を超えた送配水施設の最適化では、施設共同化等箇所を43か所予定しており、葛城市においては2か所、山口配水池、笛吹・平岡配水池が予定されております。施設共同化事業で削減できる更新投資額は、令和7年度から令和30年度で173億円、施設共同化に必要な事業費が91億円必要で、差引き82億円の効果と試算されております。

6ページに移りまして、I 4. 効果額のまとめについてです。施設共同化では、4ページで説明しました、1. 市町村浄水場の集約で190億円、5ページで説明しました、2. 送配水施設の最適化で82億円、小計272億円。交付金の活用では、1. 広域化事業交付金で196億円、2. 運営基盤強化等交付金で196億円、小計392億円で、合計664億円の効果額と試算されております。

7ページをお開き願います。I 5. 施設更新ペースアップを反映した財政シミュレーションによる水道料金上昇抑制効果についてでございます。水需要の減少と更新投資の増加により給水原価が上昇するという課題に対し、全ての資産を企業団に引き継ぎ、全体最適化に取り組むことで、施設共同化による投資抑制、国の交付金活用により、現状の投資ベース110億円を160億円にペースアップしても、給水原価抑制の効果が発現。結果、供給単価の上昇を抑制できるとしています。

下のグラフをご覧ください。まず、給水原価ですが、グレーの線が単独の場合の関係団体の加重平均、黒の線が事業統合した場合を示しています。令和7年度におきましては、単独で203円に対し、統合では184円、令和30年度におきましては、単独で276円に対し、統合では232円と、供給原価の抑制が図られています。次に、供給単価ですが、赤の薄い線が単独の場合の関係団体の加重平均、赤が事業統合した場合を示しています。令和7年度では、単

独で210円に対し、統合では187円、令和30年度では、単独で297円に対し、統合では235円と、供給単価の上昇の抑制が図られています。

なお、供給単価の設定条件といたしましては、令和7年度以降、料金回収率が100%を下回るまでは、令和6年度の供給単価をそのまま採用し、100%を下回る年度から5年ごとに見直し、5年間のうち最大の給水原価を供給単価として設定しています。その上で、資金ショートが発生する場合は、資金ショートが発生しない金額まで供給単価を引き上げることになってまいります。

続きまして、8ページから15ページまでは、Ⅱ一体化実現に向けて課題となる市町村間の格差とその対応についてでございます。

9ページをお開き願います。Ⅱ1. 市町村間の格差の現状分析（①施設の老朽度合いの差異）についてでございます。関係団体の有形固定資産減価償却率について、平成29年度水道統計の数値に基づき、低いほうから順に左から並べたグラフになります。率が高いほど有形固定資産の更新が進んでおらず、老朽化しており、今後更に投資が必要とされます。これは、事業開始年度や更新投資状況により格差が生じており、最大2.3倍の格差がある現状です。奈良県は、全国平均に対し減価償却率が高く、資産の更新が進んでおらず、老朽化しており、今後更なる投資が必要となっております。葛城市におきましては、この率50.3%で、奈良県平均54%よりは低いものの、全国平均よりは高くなっております。

10ページに移りまして、Ⅱ1. 市町村間の格差の現状分析（②水道料金の差異）についてでございます。関係団体の給水原価、供給単価について、平成29年度水道統計の数値に基づき、給水原価の低い順に左から並べたグラフになります。給水原価では4.3倍の格差、供給単価は2.2倍の格差があり、料金回収率が100%を下回る団体が10市町ある現状です。この赤丸を打っておるのがその団体となっております。

11ページをお開き願います。Ⅱ1. 市町村間の格差の現状分析（③保有資金の差異）についてでございます。平成30年度決算におけます保有資金の少ない順に左から並べたグラフになります。水色の棒が現金・預金の保有額、緑の線が給水収益当たりの現金保有率を示しております。現金・預金の保有額の格差は、料金設定、投資状況によって生じると考えられ、給水収益当たりの保有額格差は、最大で約10倍の開きがある現状です。葛城市は、上から8番目に多い17億6,300万円の現金・預金を保有しており、給水収益当たりの現金保有率も319.4%で、4位にあることが分かります。

12ページに移りまして、市町村間の格差の現状分析（④企業債残高の差異）についてでございます。平成30年度決算におけます企業債残高の少ない順に左から並べたグラフになります。黄色の棒が企業債残高、赤の線が給水収益当たりの企業債残高率を示しております。企業債残高の格差は、料金設定、投資状況、簡易水道統合等によって生じると考えられ、給水収益当たりの企業債残高は、最小0%から最大1460%の開きがある現状でございます。葛城市は、下から11番目に少ない3億3,400万円の企業債残高で、給水収益当たりの企業債残高率は60%と、下から9番目となっております。

13ページをお開き願います。Ⅱ1. 市町村間の格差の現状分析（⑤現金・預金の保有額と

投資需要額の分析)について記載されております。現金・預金を多く有しております2事業体の例を記載し、今後、老朽化した施設・管路の更新需要の増大に伴い、多額の資金を必要とし、供給単価を引き上げても、企業債を発行しなければ現金・預金が大きく減少、令和31年度以降も投資は続き、更なる資金の減少が想定されますと分析されております。2事業体の例で申しますと、例えば左側の奈良市の場合、企業債を発行しなければ投資額の財源が令和元年度から令和30年度までに50億2,100万円不足、その分、資金残高が減少し、令和30年度の単独経営の供給単価は258円に上昇いたしますが、統合した場合の供給単価は235円と、単独経営より料金上昇を抑制可能と分析した図になります。

14ページに移りまして、Ⅱ 2. 資産引継ぎの考え方についてでございます。施設の老朽度合い、水道料金、保有資金など、市町村間で格差はあるものの、県域水道一体化の効果を最大限に実現させるため、資産引継ぎの考え方について、投資額の抑制と施設の強靱化を実現するためには、施設、資金、負債の全ての資産を持ち寄り、全体最適化を目指す。資産の格差是正や引継ぎにルールをつくってしまうと、部分最適化の議論に戻ってしまい、一体化のメリットを阻却する。全国の水道広域化の先行地域におきましても、資産は全て無償で引き継いでいる。以上のことから、水道事業で生み出した収入は水道事業の財源という考えの下、水道資産(施設、資金、負債)は全て企業団に引き継ぐとしています。

ここで、資料2をご覧ください。覚書第7条、資産等の引継ぎで、このことに関する規定が前回の資料より追加されております。前回の資料では「関係団体が保有する資産等」とございましたが、今回の資料で「関係団体が所有する水道事業活動に伴い生み出された資産等」と修正されました。また、ただし以下の部分、「引き続き財務上の諸課題については、基本協定締結までに他の関係団体の合意のうえ決定する。」が追加されています。

資料3の6ページをご参照ください。基本方針の6. 財政ルールに関する基本的事項の(2)資産の取扱いに関する基本方針のところで、「業務運営、施設整備及び水道料金等に差異がある関係団体が、メリットを最大限に発揮し、全体最適化を目指すために」という文言が追加されました。また、2個目のちょぼ、「関係団体が所有する資産のうち、県域水道ファシリティマネジメント等により、既に廃止された、若しくは企業団設立までに廃止を予定している施設、土地、建物等の引継ぎの取り扱いについては、基本協定締結時までに関係団体が合意のうえ決定する。」という文言が追加されました。

資料1にお戻りください。15ページでございます。Ⅱ 3. 料金について統合効果が見られない団体への対応についてでございます。まず、右上のグラフをご覧ください。葛城市・大淀町・一体化のそれぞれのシミュレーションによる供給単価、いわゆる料金のグラフについてです。葛城市は黄色の線で示されておりますが、令和7年度から令和30年度までに5回の料金改正を必要といたしますが、どの時点をとりにしても、緑色の線で示されております一体化の料金よりは安いことがうかがえます。ただ、その差額は年数を経るごとに小さくなっていきます。そのことへの対応として、「供給単価に関して統合効果が見られない葛城市、大淀町に対しては、将来的な料金統一を条件に、セグメント経営で対応する。」と追加されました。セグメント経営とは、企業団会計の中に独立した会計区分を設け、その会計区分の

中で1つの関係団体が実質的に独立採算で経営していくことです。なお、セグメント経営に関する具体的な対応方針については、基本協定締結までに他の関係団体が合意のうえ、決定するとしています。

下の企業団経営のイメージをご覧ください。上のほうが現状ですが、現状は28市町村の上水道事業と1つの用水供給事業の事業認可となっているものを、令和7年度の企業団開始時から一定の期間後の料金統一までは企業団で一くくりの事業認可としながら、27団体統合のセグメント①、葛城市のセグメント②、大淀町のセグメント③と、3つのセグメント経営が存在することになります。

もう一度、資料2、覚書（案）をご覧ください。覚書の第6条、水道料金等にこのことに関しての規定が追加されています。第3項「関係団体のうち、水道料金について統合効果がみられない団体については、それら諸課題を今後検討していくこととし、基本協定締結時までに他の関係団体の合意のうえ、対応方針を決定するものとする。」が追加されました。

資料3をもう一度ご覧ください。資料3、6ページでございます。基本方針の6．財政ルールに関する基本的事項においても、（5）セグメント経営、「関係団体のうち、水道料金について統合効果がみられない団体については、セグメント経営を可能とするが、一定の期間の後、料金統一を確約するものとする。セグメント経営に関する上記以外の具体的な財政ルール等の対応方針については、基本協定締結時までに他の関係団体が合意のうえ決定する。」の規定が追加されました。

資料1にお戻りください。16ページ、Ⅲスケジュールについてでございます。今後も引き続き、効果額算定、覚書の調整協議につき、ワーキンググループ、作業部会、検討会が開催され、11月には第2回水道サミットの開催、12月議会終了後に検討会を経て、覚書が締結される予定となっております。覚書締結後は、協議会・準備室での統合設立準備に移行します。令和3年度から令和6年度にかけまして、協議会・準備室での統合に向けた準備作業、基本協定の締結、企業団設立が行われ、令和7年度から事業統合での企業団事業の開始との予定となっております。

以上、資料に基づきましての説明とさせていただきます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて、何かご質問などはございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 市長もいらっしゃいますので、まず最初にお伺いしたいんですけれども、水道サミットということで8月19日に開催されています。前はコロナの関係で開催されなかったということで、資料だけいただいたわけなんですけれども、8月19日、この水道サミットというのは市町村長と知事等が参加されてやられるサミットでありますから、そこで、市町村長サミットに阿古市長が参加されて、その参加で、実際にどのような意見が市長の間で飛び交っていたのか、阿古市長はどのような意見を市長として述べられたのか、そういうことについて、まず最初にこの市長サミットの、ここで資料が出されたわけですから、その様子をぜひお願いし

たいと思います。

それから、3つ目に、前回、市長が、覚書締結までにはそれなりのやっぱり方向性なりを持っておかないとあかんだろうと。私もそう思いました。先ほど西川委員もおっしゃいましたが、一般質問で私がお聞きしたのは、大和郡山市は素早く対応したんですよ。この覚書で、全部一緒に引き受けるようになったら、あれは7月に議会で決めているわけですから。だから、大和郡山市は、この水道事業についての統合についてはそれなりに、これは行政側も議会側もかなり含みを持って対応してきているなど。でないと、あんな素早い対応はできないと思いますので、現在の葛城市、阿古市長ですけれども、市長として何らかのこの水道事業について方向性なりを持っておられるのかどうか。これは、中身は結構ですから、持つておられるのかどうか、そのことだけ伺います。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

前回の8月19日にございました水道サミットの状況でございますが、前回の水道サミットにおきましては、まず荒井知事より開催に当たってのご挨拶がございました。その後、質疑等が行われまして、各市町村長より出た質問等を列挙形式で申し上げたいと思います。

ある市長からは、統合できるものは統合していくべきというのが当然必要な発想である、個別の課題の解決についてはもう少し議論が必要だという意見が出ました。また、現在、更新投資ペースを110億円から160億円に50億円ペースアップするというシミュレーションにつきまして、これは今後10年間の交付金を意識しているものと思われるが、その後もこのペースは続くのかというご質問がございました。それと、上水道のみならず、下水道についても、もう一歩踏み込んだ広域化に対する進めも必要ではないかとのご意見もございました。

それと、ある町長よりは、資産の引継ぎについての考え方で、今後、統合までに管渠の更新を控えており、基金を取り崩して更新をするつもりであるが、それは問題ないのかというご質問がございました。それについては、水道事業で使用するものであれば問題はないという県からの回答でございました。

それと、ある市長からは、将来的にはどこの市町村も水道料金は大変なことになる。統合を選択すべきと理解しているが、次の水道サミットまでに関係市町村に説明に回ってほしいという要望がございまして、県からは必ず説明させていただくと回答されました。

それと、ある町長からは、全体の一体化は必要だと考えるが、浄水部門と配水・給水部門のそれぞれの部門を分けての議論の余地はないのかというご質問を投げられました。

数々、そのほかにもご質問なりご要望なりが出たわけでございますが、最後に知事が締められまして、大和郡山市への一般会計の繰り出しにも言及されております。その中では、水道料金で集めた資産はほかで使いようがないはずなので、戻して持ってくるのが筋だと考えている旨のご答弁をされました。

概略的には、この前のサミットについては以上でございます。

西井委員長 市長。

阿古市長 この水道サミットについては、初めてのサミットでございます。皆さん方の資料をご覧い

ただいたら分かると思いますが、非常に内容そのもの、本質そのものが変わっております。前回はセグメント経営というような項目はございませんでした。これは明らかに葛城市、大淀町を意識した会計手段であるという認識でございます。

それと、事務方のほうから話ありましたが、コロナ禍でなかなか会議が持てなかったというのは事実なんですけども、その中で、この議論の中で大きな変化があったというのは、まさに大和郡山市が水道会計から一般会計に28億円を移されたというその処理について、その事象が起こったことについて、この県域水道一本化の議論に大きな変化をもたらしたように感じております。その中で水道サミットが開かれたわけですが、ほぼ事務方のほうが説明した意見がそこに出席された方の市町村をほぼ網羅したように思います。多分一つも抜けていなかった。その中で、確かにやはり大和郡山市の話が話題にはなりました。遠回しでそれについて問題があるのではないのかどうなのかということを訴えられ、なおかつそれについて知事が答弁されたということでございます。

私のほうは、その内容につきましては質問はいたしませんでした。それはなぜなのかといいますと、明らかにこの資料を分析し、なおかつ議員皆様方のご意見を聞かないと、あそこへは市長として行っているわけなんですけども、その質問内容もしくは意見内容というのが非常に大きな意味を持ってしまいますので、あえて私のほうは質問という、もしくは意見というところには踏み込まないでいたというのが実情でございます。今回、新たに提示されました内容は、非常に意味が大きくございますので、議員皆様方のまずご理解をいただきまして、全体としてどういうご意見を持たれるのかというところをまず理事者側としては参考意見として聞かせていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。水道サミットの様子がよく分かりました。また、11月にも第2回水道サミットが行われるということでスケジュールにもあります。その後、覚書締結ということでもありますけれども、大淀町、それから葛城市については、これは水道料金が大変大きく上がるということで、ほかの市町村は奈良市の水道料金に合わせるから、言ったら25市町村は大変助かるわけです。住民の水道料金が奈良市並みに下がるわけですから。奈良市は県内で3番目に低いですから、1番目に低い葛城市と2番目に低い大淀町はのいておいて、3番目まで下がるわけですから、ほかは賛成されるのはごもっともだろうと思います。統合方向へ行くのは。

したがいまして、私がこの水道サミットに向かって市長にお伺いしたのは、やっぱり葛城市のポジションがほかの市町村とだいぶ違うということです。質問についても避けられたというのは、そういうところ辺で意見を聞きながらということであると思いますが、もう1点追加で聞きたいんですが、この大和郡山市の事例ですけれども、これは、今朝、毎日新聞でも私は見ましたけれども、大和郡山市は、これは返す気はないと、議会での議決もやっていると、統合のほうには参加するかどうかを検討すると、統合については検討していきたいということだったんですが、地方財政法上、法律上、地方公営企業の剰余金の扱いについ

ては地方財政法に規定があったと思いますけれど、それはどういう規定か。そのことは水道サミット等で問題にならなかったのでしょうか。今、法案がなかったら、私もちょっと知らないんですけど、分かる範囲でお答えいただいたら。

西井委員長 水道部長。

井邑上下水道部長 今、法案自体を持っておりませんので、細かいところまでは分からないんですが、私の記憶の範囲であれば、水道事業の剰余金については、議会の議決を経なければ他のものに使用してはならないというような趣旨のことであったかと思います。水道サミットにおきましては、議事録だけを読む限りではそういった議論はなかったかと存じております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、今後、水道サミットについては、市町村長、それから部長等も参加して開かれると思いますけれども、葛城市の立場がそういう意味ではほかの市町村と違うということでありますので、やはりそこは市としての考えをしっかりとある程度持つて、ほかの市町と同じようにはいかないということを理解していただいて対応していただきたらと思うんです。

今回の大和郡山市の件は大変大きい一石であったと思います。セグメント経営になったというのも、当初はこれはセグメント経営でいくということだったんですよね。当初の厚生文教常任委員会の調査案件としての水道の広域化の問題のときには、当初は、セグメント経営でものすごく差が各市町村あるので、30年まで含めて、ゆっくりならして統合していきましようかという案だったと思うんです。それが、突然令和7年にということで、前回のこの水道サミットの資料が出てまいりましたので大変驚いていたんですけども、これについては、大淀町と葛城市だけでセグメント経営になったということで、これは1つ大きな変化だったなと思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑等はございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いします。

ちょっと僕は内容についてお聞きしたいと思います。15ページですね、これが前回なくて今回出てきたと思うんですけども、葛城市と大淀町に配慮したということなんでしょうけど、このグラフがあまりよく分からないんですね。これ、上がり幅で言ったら、葛城市は105円ぐらい上がるんですね。大淀町は60円ぐらいで、大淀町のグラフを見たら、一旦、一体化より高くなって、また安くなってみたい。令和18年度ぐらいは、葛城市はいきなりどんと上がる。これは結構重要やと思うんです。これは、配慮していただくなら、もっと安い金額を長くやっていただくんやったらいいんですけど、これはどういう根拠でこのグラフが成り立っているのかちょっと教えていただきたいのが1つ目と、もう1個が、13ページの奈良市と大和郡山市のこの表、これは葛城市バージョンはあるんですかね。ちょっとこの2つを教えてください。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森です。ただいまの杉本委員のご質問のまず1点目にお答えさせていただきます。

財政シミュレーションの件につきましては、当初、今年の3月12日に説明させていただいた。5月時点のシミュレーションにつきましては、当初、資金が10億円を下らない形で、10年に1回の値上げという形で、3回値上げでなっておりますが、その際の企業債残高が令和30年度におきまして約80億円となるということで、これは事務局のほうから、実際に企業債残高は給水収益に対して約4倍から5倍が適正であるということで、これは日本水道協会においてもこういうことで示されているということで、この部分を一部修正いたしまして、さっきの部長が説明させていただいた供給単価の設定については、これは今まで5月の時点では各事業体ごとに供給単価を設定しておりましたが、供給単価の共通事項として、皆さん、先ほど部長が説明した同じルールに基づきまして、資金ショートしない水準で設定ということで、供給単価が当初よりも変更になりまして、5年おきにショートしない水準ということで、最終的に、給水収益につきましては、当初は令和30年度で6.4億円なのが、これが変更になって、8.8億円の収益、令和30年度におきまして、企業債残高も、当初が80億円だったやつが、変更で約40億円という形で、シミュレーションの見直しをした結果、供給単価につきましては、先ほど杉本委員おっしゃったように、こういう単価で、急激に単価が上がってくるとということで、財政シミュレーションの見直しにおきましてこういう数字になっております。

もう1点ですけども、先ほどおっしゃっていただいた奈良市と大和郡山市の、葛城市のバージョンとしてはちょっと算出はしておりませんが、あくまで私見になりますけど、今後、給水原価のほうも、これもちょっと見直ししまして、前回の一体化の会議の中で、新庄浄水場を含む浄水場の更新を前倒しする形で、多分、年間5億円、浄水場3億円、配水管2億円という形で、財政シミュレーションを見直しするという形で、これも給水原価の財政シミュレーションも変えた形になっているので、今後、3浄水場を抱える葛城市においては、浄水場を更新していったら、新規企業債を借りなければ、ある程度の、10年から15年の間では資金ショートする可能性があるかなと、ちょっと手元にしていないので、あるかなと思っております。

以上でございます。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっとグラフについてはさっぱり分からないので、また後で聞きに行きます。

この表は、ほんならまた作っていただくとか、また参考までに作れるんですかね。お願いします。

あと、次、交付金ですね。交付金のまとめを6ページに書いていただいているんですけども、これ、10年間で交付金を活用するということやと思うんですけども、奈良県全体で、これ、事業として、葛城市はちゃんと、言い方は悪いですけど、回ってくるような仕組みになるんですかね。ちょっと僕はこの辺は詳しく分からないんですけども、10年間でこれを使い

切って、葛城市の事業にちゃんと使えるのかなというのが1つと、あと、さっき谷原委員がおっしゃったみたいに、資金とか借金の話ですけども、この前のサミットでは、これからは、例えば極端な話、借金して工事しようとか、勝手にできるんか、できないかとか、そういう取決めはなかったんですかね。勝手に資金移動をさせないとかという取決めみたいなのがあったんですかね。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 まず、取決めの話ですけども、各事業体からいろんな意見が財産の引継ぎで出ていまして、要するに、法的には抵触するものではないですけども、当初、平成30年度から協議を進めている中で、各先進地で財産を引き継ぐという案で進めていた中なので、基本的には、各事業体からの意見が出まして、やっぱり財産については、ほかの先進事例を見習った形で財産は全て無償で引き継ぐという意見が大多数出ているということは、これは7月末の各作業部会のほうでそういう意見が出ておりました。

それから、交付金につきましては、これにつきましては、令和3年から令和6年の4年間で施設整備計画を立てます。その中で、もちろん協議会の中で、もちろんうちは葛城市の職員が出ますし、各事業体の職員が出られますので、その中で施設整備計画の中で決めていく。ただ、それをどういう形で決めるかは、まだ現在のところ未定となっております。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 市長も、これ、いろいろと迷ってはんねやろうと思うんやけども、今のまま維持していくのがええのか、やっぱりこれに参加したほうがええのか、こういうときに、これは、セグメントの経営ってどういうことなのかわしはよう分からんねんけども、言えば、あまり一気に、葛城市は安い水道料金でやっているのに、一遍にそこへ合わせていくとちょっといろいろ不都合が出るというので、しばらくは独立会計というか、独立採算でやるのを認めていこうかと、こういうことやけど、その形態がどうなっていくのかよう分からんけれども、言いたいのは、これ、参加したとしたら、最終的には、これは227円と書いてあるけど、最終的に235円のこのところへ合わせていくわけですよ。最終的に。それで、まずは、今、原水を供給してもらってる、これはほとんど、多分、池や井戸や、そういうふうなところから原水を確保している部分で、飲み水は何かいけていると。そやけども、企業のほうに供給する部分は県水をもろってるわけやな。県水を予約しているんやな、今、100万トン。それで、そういうふうな見通しを、例えば、これに参加したら、235円に最終的になんねんけども、例えば188円でこのままいって、水道料金はどっちにしろ上がるねんけど、188円までこれを徐々に葛城市が上げたとしますよ。維持していかれへんねんから。今、先ほど福森課長言ったように、浄水場3つ、それと配水管、これは全部やっぱりやり替えるか、管理をするか、やっぱり維持管理をしていかないかんお金がかかってくるわけで。それと、あくまでも自己水がずっとこの状態で確保できるのか。そのときに、この188円か200円までで、最終的に230何ぼとか、そんなんならんと、どこまでこの維持管理をしながら、水道料金はどこまで上がって維持管理のバランスを取っていけるのか。今の状態を維持しながら、企業会計の

今の維持をしていこうとしたときに、参加せえへんだというとき、参加せえへんだときに、参加したら、必ず235円、今見えてあるのはそこまでいずれかいくわけや。もうちょっといくのかどうか知らんけれど。そやけど、185円と180何円にどうしても上げやんならんと、その維持管理。そやけども、ほかよりも葛城市は安い。それで、原水そのものも確保できて、県からも今のように必要な分、足らん部分を供給してもらえるのかと。そういうふうなところの見通しというのは立ててみたことはあるんですか。今の維持と違うで。上げやんなんねんで。そやけども、浄水場もやり直していかなあかんし、維持管理もしていかなあかん。それは金がかかる。何億円かかる。今、17億何ぼと、こう書いてあるけれども、それにやっぱり180円か190円ぐらいにいずれなるやろうと。そのときには、今の状態でそういうなんもやっていけると、今の状態で、それでもちょっとほかより安いわけやから、そういうふうなことに参加せんと、そういう形を検討してみたことはあんのか。それはよかったら安定供給もできてですよ。そやけど、これ何か大きな災害があったときに、これは安定供給もでけへんと。それで、配水管も、これはどんどん替えていかな、すぐ替えていかな、これ、どうもならんねんというのが、僕はそこがよう分からん。参加してですよ、ほんなら、県から、何か知らんけどぼーんと冷たくあしらわれて、もう水を分けてやりまへんど、そんなんやったらと、そんなことになんのかよう分からんねんけれども、1回そこらを検討したりしはったことがあるのかなと思って、ちょっと聞きたいんやけどね、そこを。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。ただいまのご質問に対しまして、私からお答えできる範囲でお答えさせていただきます。

まず、15ページに示しております葛城市の供給単価、あるいは一本化になった場合の供給単価というところでございます。この供給単価の設定におきましては、今までどおり、取水大字の協力を得ながら原水を確保できるもの、そして県営水道につきましても、供給事業としてうちが受水できるものとの過程での作成でございます。なおかつ、施設等の更新につきましても、本市独自でやっていかなければならない、その部分で上昇いたします資本費用のほうも見込んだ中での供給単価の設定となっておりますので、この黄色の線が今現在と同様に単独で行った場合の令和30年度までの供給単価のシミュレーションとなっております。

不足のあるところは課長のほうから答弁いたします。

西井委員長 市長。

阿古市長 委員がご指摘されたシミュレートは、全てにおいてはまだ完了できておりませんというのが今の現状です。前々回までずっと申し上げていきますのは、まず葛城市としての財政シミュレートを、これからの将来の状況をまずつくりなさいよという指示をしておりました。その中で、ある程度のものはできておったんですけども、水道ビジョンの中では浄水場のほうは加味できてなかった。それで、今回のこの単価のシミュレートについては、それを加味したものであるという事務方の説明でございます。

それと、これはまだ交渉を始めておりません。例えば単独でいく場合について、県水からの供給がどうなるのかというような、まだそのような交渉はしていない。と申しますのが、

これ、まだ流動的です。うちの場合は、まずセグメント経営を選択してもいいですよという
ような、多分、その意思でその分野を改めて追加してきたのかなという話ですけども、前回
の状況ですとなかなか厳しいものがありましたけども、今回についてはある程度加味されて
いますのでというような話ですけども、まだその提示を受けて時間もありませんので、それ
についての考え方もまだまとめておりませんが、これは私の企業家としての考え方です。こ
れ、合併という表現をしていますけども、これは、水道事業そのものを葛城市が持つのか、
持たないのかという二者択一やと私は理解しております。葛城市独自で水道事業をやるのか、
そのもの全てを持たない、やるのかやらないのかという二者択一の中での判断であると思
います。当然、その判断の中には、将来的にかかる経費の負担、それから、その経費の負担を、
じゃ、どのように賄っていくのか、財政上賄えるのかという財政シミュレート。それと、そ
の中で、私は、大きい要素としては、国からの援助が受けられるのか、受けられないのか、
それが大きい判断になってくるのかなという思いがしております。今回の場合は、広域化さ
れることによつての交付金が加味されますので、それを使って、ある種、水道事業をてこ入
れしようというのが県の考え方なんでしょうけども、葛城市の場合は、二者択一の中で、国
からの援助が受けられればどうなのか、受けられなければどうなのかというのも1つの大き
な判断。県水がどういう供給の仕方をしていただけるのかと同じぐらいの考え方が必要な
かなという思いをしております。

今の現状で答えられるのは以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 今、市長お答えいただいたように、やっぱりそこが一番僕らも懸念しておるところで、
まずは、これ、参加していくんやというんじゃなしに、この状態、市民の方々に極力安い、
これを見ると、この黄色の線を見ると、これは自分のところで維持管理をして、それで独立
採算で、それで、こうやっていったら令和30年度には227円になりますよと、こういうこと
やねんな。言ったら、今の状態をずっと続けていってもこういうことになりますよというこ
とも見込んで出していると言うんやろうけれども、果たして本当にそういうことなのかどう
かは、僕はようほんまに分からんねんけれども、今、市長がおっしゃった一番大事なものは、
やっぱり補助金で申請したって、いやいや、それは出ませんよとなったら、事業のしようも
ないわけやけども、できれば参加する、どうしても参加せんと、これは、市長おっしゃった
ように、この葛城市の水道事業なりが生き延びていかれへんねんと。何ぼやってもやっぱり
参加せざるを得んなあというふうな形。参加するというんじゃなしに、今の安い単価をどう
にかしてずっと維持しようと、それで浄水場も維持しようと、それをずっとやっていこうと
いうふうな観点で今指示しているんやと、指示もそういうふうになっているんやとおっしゃっ
ているので、そこをやっぱり分かりやすく、僕らよう分からんの、分かりやすくまた説明
していただいて、そして、どうしても、いや、それは維持していけると言うねやったら、ど
の時点で止まるか分かりませんで。200円になるのか、189円になるのか、190円になるのか、
それは分かりませんよ。そやけれども、どの時点で、これ、細かくやって、よそよりも少な
くともちょっとでも安くできる、それで、維持していくのに見通しも立ったというのであれ

ば、やっぱり今の状態を選んだときの、先ほどおっしゃったような、県や国の葛城市に対する扱いがどうなってくるのかを含めて、しっかりと検討していただきたいなど。ちょっとこのところがよう見えませんでしたので、そここのところを市長はそういうふうな姿勢で検討を指示しているということなので、そこらをまた僕らに分かりやすく説明をいただいて、そして、結論をどちらか、二者択一やおっしゃっているんですから、どちらかに決断するときには、やっぱり議員、また理事者、それぞれが、やっぱりそうやなと納得で参加する、参加しないを決めていき、市民のほうに説明をせないかんのじゃないかなと、こういうふう思っております。よろしく願いを申し上げます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

奥本副委員長 セグメント経営のところですね。これをちょっと教えてほしいんですけども、セグメント経営というふうになっています。会計じゃなくて、経営ですよ。料金がこういうふうな形というのは分かるんですけども、この間、さっきのご説明やったら、葛城市のほうでそんな経営が任せられるということになると、今の基金も勝手にというか、自分のところの裁量で使えるという意味合いで取っても大丈夫なのか。ところが、そう考えると、この15ページの説明の中に、「セグメント経営に関する具体的な対応方針については、基本協定締結までに他の関係団体が合意のうえ決定する。」となっています。ほかの団体にその辺の基金の使う裁量までこれは握られてるん違うかと。そうなってくると、セグメント経営と言うけど、実質は激変緩和措置であって、料金だけをおまえのところの便宜を見てやるから、あとは口出しするなよという意味合いに取れるんですけども、実際のところはどうなんですかね。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの奥本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

セグメント経営につきましては、今の葛城市の水道料金体系、要するに今までの経営自体は、独立採算制で書いてあるとおり、葛城市として経営していきます。それで、部長が説明した15ページで、事業統合時点でセグメント、事業認可は1本になります。ただ、水道事業としては、葛城市独自で独立採算制に基づいてセグメント、上水道セグメント、これは2団体を除く27団体。県とを含めた27団体。それから、あと、うち、葛城市と大淀町は、それぞれ今の料金でセグメント。それで、料金値上げとかなった場合には、それぞれの葛城市が財政シミュレーションしたりして、料金を値上げする。これはあくまでうちが単独で今までやっていた、単独で経営ができることになっております。ただ、その中で、そこにも基本方針なり、覚書に書いてあるとおり、基本、セグメント経営に関する以外の分について、具体的な財政ルールの方針については、基本協定までに他の関係団体が合意の上、決定するとなっておりますので、そこらも含めて、それは、今後、協議会に参加した時点で、先ほどの試算と同じように協議を進めていくという形になっております。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 だから、結果的には、結局、基金は我々葛城市独自の判断で使えるのかどうかだけ

よっと教えてください。

西井委員長 課長。

福森水道課長 独立採算なので、事業統合後も、うちの独立採算なので、うちの資金については一応使えるという認識でしております。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 ということは、大和郡山市は議決によって一般会計に移されましたけども、水道の経営の中で使う分には問題ないということなので、例えば、その間、管路の更新をどんどんやってしまうと。統合されてしまった場合、葛城市の管路の更新がいつになるか分からへんようになってしまうので、それまでに先に全部できる範囲でやってしまうということも可能と取っていいんですよね。

西井委員長 市長。

阿古市長 多分そのようにできると思います。使っていいんですけど、結局は同じなんですよ。例えば単独の費用でやろうが、例えばそれが遅れたながらにでも、これは一本化に参加した場合ですよ。参加した場合、できてないところの分は必ず一本化した事業団がやるんですよ。やらないわけじゃないんです。そやから、結果的には同じになるんです。先にやっているところ、これは、ほかの各市町村の水道がどういう状況にあるのか分からないけども、例えば管の布設替えをたくさんやっているところが内容的に厳しい。金融資産もないかも分からないし、厳しい状況もあるかもしれない。その部分、配水管の布設替えをやっているという可能性もあるわけですよ。ですから、結局は、先にやろうが後にやろうが、これは関係ない話で、できていないところは必ずやっていくというのがこの事業団としての考え方なので、それは大した意味を持たないというように私は考えております。

以上です。

西井委員長 副委員長。

奥本副委員長 いずれ同じことと分かるんですけど、私が言いたいのは、一本化したときに、それが更新までに何十年も待たんとあかん、待っている時間が長くなるのと違うかと。それやったら、早めにやっておいたほうが、例えばいろんな補修のところで、何回も細かな、完全なる補修じゃなくて、継ぎはぎみたいなので待たんとあかんのか、その間がどうなんかということと言っただけです。

西井委員長 川村委員。

川村委員 私、水道のほうの委員会で初めて発言させていただくんですが、今日のご説明で、市長も言われたように、セグメント経営という、以前よりもこれを考える時間的な猶予を、覚書締結時じゃなく、企業団の基本協定の締結までに、こういった、気休めと言ったらあきませんけど、セグメント経営をした場合に、我々葛城市としたら、独自でやっていく低価な安い水道料金を保持できるだろうという可能性を示されたものやというふうに私は思っているんですけど、結局、このセグメント経営は、県全体の中で、先ほど言われたように、資産、お金で持とうが、管路を修理した段階で、そのままその資産を全部出すわけですよ。だから、結

局はお金で持ってようが、修理された資産として差し出すのも一緒やと。その中で、県全体がこのセグメント経営に対して、基本締結までにほかの関係団体が要するにその判断をするということなんですよ、この考え方は。

ということは、要するに、そのときに葛城市や大淀町の要因が非常にどのぐらい影響するかということを多分試算するのだろうと思うんですけど、考え方で、私も初めてなので、間違っていたら教えてほしいんですけどね。今、覚書を締結する、とにかく協議会や準備室に入る。それから、基本協定を結ぶ間、この間のセグメント経営をするかしないかという判断、要するに猶予があるということです。そこまでは、覚書の締結をしてようが、独自で経営を今までのようにすると。基本協定を結んだ後に、セグメント経営するかしないかというのは、他市のほかの団体がその辺の試算を見て決めていかれると。要するに、葛城市の意思というのはそこではないわけですよ。周りが決めるんですよ。もちろん私ら、葛城市も入りますけども、ほかの関係団体も、それによって自分のところが、葛城市と大淀町が入らなかったら、随分また逆に高く、全体で考えているのに、2つ抜けたら、言ったら、もっと高くなったらあかんから、葛城市と大淀町がセグメント経営をやめてよということだってあるというふうに考えていていいのかしら。その考え方はちょっと、このセグメント経営が基本協定締結までにほかの関係団体が合意の上決定するということになるのかなというふうに心配しているんですけど、そこら辺り、ちょっと説明をしていただきたいなと思うんですけど。

西井委員長 市長。

阿古市長 これから協議される内容について今お答えするのは、推測でしかない答弁しかできないんです。理解の仕方としては、覚書の段階と、まず基本協定の締結の間、この間というのは、現状、セグメントも何も、今、どこの事業者も同じことなんです。それで、基本協定が締結した後に、これは将来的に一緒になるという前提でということでセグメント経営をしてもいいですよという話になるんです。ですから、最終的には統合しますよという、その意思を示さないと、そこに混ざることができないということなんです。ですから、いずれは1本になりますよというのが大前提になります。ですから、その間、1本になるまでの間、そやから、これ、多分細かい内容がかかってくると思います。例えば上水道の問題、これを更新するとかしないとか、そのときの費用はどうすんねやという話で、セグメントでやっていたら、そんな単独でやれと言われるのか、それとも広域化に混ざっているんやから広域としてその対象にするとか、しないとか、そうしたときには、いやいや、令和30年度料金統合にしようというやつがひょっとしたら早めになってしまうとか、その辺の話も全然まだこれからです。ですから、いろんな可能性というのが、一本化になったときには、もしくはならない場合でも、これから打ち合わせないとまだまだ分からないことばかりやと。事務方が答えても、多分答えられない内容を委員はご質問になったのかなと思います。そやから、それを覚書締結から基本協定の締結までの間に詰めていく作業、どうなりますねと具体的に詰めていく作業、確認する作業があって、最終的に、この基本協定を結ぶか結ばないかというところが最終決断の地点だという具合に従前から事務方のほうから説明は受けております。

以上です。

西井委員長 川村委員。

川村委員 この15ページの表の最後に「一定の期間の後、料金を統一」というふうに書いてあるところなんですけど、結局、令和30年度にうちはほかと同じような料金になると。その間ずっとセグメント経営やっていきたいんだというふうな意思是こちらからは言えないということかということだけちょっと確認したいです。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 その間につきましては、当然、こちらからの意見は申し上げますが、最終的には基本協定締結までに他の関係団体の合意が必要となりますことから、その辺での確約は今のところできないものでございます。

西井委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 前回の委員会にもお話をしましたけども、繰り返しになりますけど、まず確認だけさせていただきます。サミットでしたか、知事のほうから発言された言葉に、私、ちょっと記憶しているんですけども、県内の水道の原水はほぼ地下水に頼っておると、こういうお話をされたというふうに私は記憶をしております。葛城市の奈良県一安いというもとの理由は、私は水資源、原水にあるのかなというふうに思うんです。先日、ため池というふうに谷原委員もおっしゃられていましたけども、山からため池に流れてくるこの水こそ葛城市の水道の源であると。これは地域の資源です。大変貴重なんですね。なかなか地下資源は少ないんですけれども、唯一と言っていいほどの葛城市の持っている地域資源やと思うんですよね。そういうふうな環境、これは恐らく、私、ここ1000年前から同じような水がだらだら流れて、今後もずっとこの水は絶え間なく流れてくるというふうに推測をするんですけども、そういう条件があってこそその水道事業を今日までやっていただけたというふうに思う。

ただ、先ほど西川委員がおっしゃられていましたように、全て賄うことができないと。私も小学校の頃、断水という言葉がすごく渇水期にあったというのは記憶をしております。100%じゃないということは十分承知をしておりますけども、この資源を統合によって放棄すると。川に流して、下流域、大和川から大阪湾に流してしまうんだと。私としては非常に忍び難いなど。地産地消、身土不二という言葉がよく出てまいりますけども、やはり地元で生まれたものについては、地元でできた野菜であったり、水であったり、これが一番人間にとっては体にいいものなんだよと、こういうふうなことも私は大事にしたいなど。

先ほどのこのシミュレーションですね。たとえ県域に行って、奈良県一の安い水道料金が、この一体化した、高水準といいますか、平準化と言ったらいいのか、この基準に、統一価格になったとしても、私は、地元の経営が成り立つのであれば、地域の水を資源として水道に用いていただくことを望む人間でございますので、先に、原水の実態について、県下の27団体の実態について、分かる範囲内で教えていただけますか。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

県下におきましては、現在、奈良市、天理市につきましては、これはダムを利用されております。あと、大和郡山市は、これはほぼ全部地下水と聞いております。生駒市も、多分、山手に恵まれているので、ちょっとこれは分かりませんが、うちと同じ表流水でされているか、地下水まで、ちょっとそこは分かりませんが、そういう形になっておりまして、あと、御所市とか桜井市は今浄水場を持っておられますけども、県水転換の方向で今動いておられます。あと、要するに、市内で、今後、単独でいく場合の浄水場を持っておられるのは、北和4市ということは、奈良市、天理市、大和郡山市、それから生駒市、うち、葛城市。それと、あと、一体化で、自己水100%の団体ですね。吉野町、下市町、それから大淀町、それから五條市と、この団体につきましては自己水100%なので、県域一体化に参加されてもその施設を再利用して経費の削減に努めているということで、県内の実態としてはそういう形になっております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 この4ページのところに、奈良市は布目ダムと、それから、桜井市については室生ダムと、そういう原水を確保されているというのは私も承知はしておりますけども、奈良盆地といいますか、奈良平野の原水については、大和郡山市も含めて、ほぼ地下水で賄っておると。いろいろと今後の地殻変動等の懸念も十分あると。私、さっき、地元の水というこの大切さというのと、もう一つは、懸念材料として、この4ページの地図からいくと、大滝ダム、大和平野の水と同じルートになるのかなと思うんですけども、こういう心配したらあかんのか分からんけども、大きな地震等が発生したりというふうなことも今後想定しなければならないと。これ、こういう長距離の水の移動の途中でのトラブルが水資源の復旧にスムーズな回復とか、そういうリスクが高いのかなという心配も若干あるわけなんですけれども、その辺の議論は、この会議の中で、安全性の問題についてどのようにされているのかも聞かせ願えますか。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森です。増田委員のご質問にお答えいたします。

サミットの資料の4ページで、浄水場配置図で、集約後ということで、緑ヶ丘浄水場、これは、奈良市の所有している緑ヶ丘浄水場の施設を改良して、新たに県域一体化の浄水場となります。あと、室生ダムに接続する桜井浄水場と御所浄水場、これにつきましては、現在、県が保有している浄水場。あと、さっき説明させていただいた4つの浄水場は、市町村は、これは自己水100%。要するに、7つの浄水場ですけど、メインとしては3つの浄水場、緑ヶ丘浄水場と、それから桜井浄水場、御所浄水場がメインとなって、県域一体化後はこういう3浄水場。

ただ、各事業体において、水の安定供給のバックアップがまだ県のほうから大きくは示されていない状況なので、今後、令和3年から令和6年にかけて、そのバックアップ体制も含めて、先ほどと同じことになっていきますけども、施設整備計画を、バックアップも含めた形で、これにつきましては、各事業体のほうから意見が出ております。バックアップ体制が、今の

段階ではまだ協議会に参加する覚書も締結していない中で、そういう意見は出てきていませんので、令和3年から令和6年の中でバックアップも含めた形の安定供給の話を進めていくことになっております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。これ、福森課長の説明では、バックアップという言葉が使われましたけども、この御所と桜井と緑ヶ丘のこの浄水場が固定じゃないよと、御所からしか来ないということじゃなしに、もし御所の浄水場が駄目でも、桜井からのフォロー体制が取れるという意味ですね、このバックアップというのはね。そういうふうに解釈していいんですね。だから、大滝ダムに万が一のことがあっても、布目ダム、室生ダムの水が葛城市に回るような、そういうバックアップ体制を検討されていると、リスク管理をされておると、こういうふうに理解していいんですかね。それでいいですね。分かりました。心配していた、そういうものは、広域になって、そういうリスクは心配せんでええと、こういうことでございますけども、私の意見としては、先ほど申し上げましたような、地元の水で育った人間としては、そういうものを、できることであるならば、使った上水道事業を継続していただく、もしくはそれができない理由を、この一体化に参加するのであれば、それなりの理由づけが必要かなと。そういうふうに思われている方がたくさんおられるの違うかなということ。

昔の話、前にも私したかと思えますけれども、私、當麻町の人間でございまして、合併前は、これはいいか悪いかは別といたしまして、朝から當麻町の水を飲んで職場に行きました。職場では新庄町の水を飲んでいました。今はそんなことないんですけども、管の一番後ろとか前とかで味が違うと言われるんです。非常に朝飲んだ水と昼から飲んだ水が違ったという経験がございました。これは、飲み慣れた水というのはそんなもんなんかなと。どっちがええとは言いませんけども、そういうようなことも経験をしたこともございますので、水というのは、これは、命といいますか、大変貴重なものでございますので、慎重にこの特別委員会で議論を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに何か質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 経営のことに関わって、先ほど阿古市長がおっしゃいましたけど、二者択一だと。だから、単独でいくのか、単独経営で成り立っていくのか、あるいは統合したほうが将来的にいいのか。これは経営の問題なので、データをきちっと出して、そして評価していかなければ、なかなか難しいところが私はあるかなと思っております。それで、葛城市はこの水道事業経営戦略を立てておられまして、そして、そこには財政投資計画もつけておられます。将来の見通しも含めてですね。そういうのをこの、今日、先ほどセグメント経営のところで、実際にこういう形で水道料金を上げていくといった場合のシミュレーションをされているんだろうと思うんですね。そういう数値を見ないと、これだけでこうなんですよと言われても、ちょっと心もとないの、そういうグラフを作っておられるのかどうか。作っておられたら、ゼ

ひ出していただきたいのもありますし、同じく比べてある部分では、水道料金の推移について、全市町村の加重平均と、それから統合後のということで、これは15ですから7ページに県のほうがこういうグラフを出しておりますから、グラフの元データというのがあると思うんです。だから、それがどうなっているかを私は見たいんですね。これがあるのかどうか、これをお聞きしたいんです。

と申しますのは、水道事業というのは、原水を導水管とか導水路で浄水場に運んできます。浄水場には浄水施設があります。薬剤も投入せなあかん、いろいろ経費がかかります。浄水場設備そのものも老朽化していくので更新しなければいけない。上水を配水池、大きいタンクですね、寺口のあれに、その配水池のほうに送水して、配水池から各ご家庭に、市内に配水管が網の目のように張り巡らされてあって、水が濁るから、行き止まりにならないように網の目のように配水管が巡らされていて、その配水管から各ご家庭に供給管、水道を供給水としてやるのがあると。そうすると、経営的に考えなあかんのは、これは独立採算制ですから、水道料金で全て賄っているわけですよ。先ほどから補助金とかいうのがありましたけど、そんなんはこれまでも本当に少なくて、ほとんど独立採算、市民の皆さんの水道料金でこの浄水場、それから配水池、それから管路、大きいところの施設を賄ってきたわけですけども、これは一番お金がかかるのは何なんですか。この施設の更新で。浄水場なのか、配水池なのか、いわゆる管路なのか。ここら辺がどうかということをちょっとお聞きしたいんです。これで私は今2つ目か。計画とこの件と。じゃ、もう1個聞いておきますわ。度々になるので。

それで、もう一つは、10ページなんです。10ページのところに、市町村間の格差の現状分析ということで、これが一番大きい問題になっているわけですよ。これは財産の問題だけではありません。この給水原価・供給単価ということで、青と赤のグラフがありますけれども、いわゆる給水原価というのは、水道水として供給した水に対して、水の量で、言ってみたら、水道を造る上での経費、これを割ったものが給水原価だと思いますけど、供給単価というのは、この水道料金に対して、供給した水の量で除したものやと思うんですけども、これを見たら、下市町、吉野町、宇陀市、御所市、これは原価のほうが高いんですよ。つまり、供給単価というのは水道料金そのものに直結するわけですから、水道料金を上げると料金が回収できないので、多分、一般財政か何かからこれは補てんされているはずなんですよ。だから、原価のほうが高くて、売っているほうが安いという状態が、この下市町、吉野町、宇陀市、御所市ですよ。王寺町とか。こういう状態になっているわけですよ。

一方で、私、大和郡山市が何であんな抵抗するのかなと思ったら、料金は大和郡山市は下がるんですよ、奈良市の料金にすると。ところが、これも見ていただいたら分かるけど、赤と青のグラフの差が大きい。つまり、大和郡山市は収益はすごく高いんですよ。つまり工場団地がたくさんありますから。あそこは工場がたくさんありますから。2番目に高いのがこの葛城市ですよ。残念ながら大きい企業が撤退されたので苦しくなっていると思うんですけども。この差でやっていると思うんですけどね。だから、この格差が、特に料金回収率と上に書いてあります。100%を下回る市町が10市町あるんですが、この中で、私は前

回も非常に気になったんですけれども、今度統合したとき、令和7年度の水道水の企業団の単価184円か187円か、何かそういう数字だったと思いますけれども、それは料金回収率は100%というふうに設定していませんでしたか。100%で設定して187円ですよ。私は、それは可能なんかなと、そういう疑問点が出ていないのかなというのをぜひお聞きしたいんです。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、浄水場、配水管、それから配水池に関しましては、試算ですけども、1つの浄水場を更新するのに約30億円かかります。だから、葛城市においては、3つ浄水場がありますので、あくまでこれは概算で申し訳ないですけど、90億円かかります。あと、うちは、配水管、耐震管ありますけども、大体これは単価的に、いわゆる耐震管、ダクタイル鋳鉄管といいますけど、これに対しては、大体メートル当たり5万円かかってきますので、その延長距離になるので、これも費用についてもかなり、要するに、配水池も含めて、全体の費用としては、3浄水場ある限りは、費用は全体としてはかなり単独でいった場合にはかかってきます。浄水場が廃止したら……。

谷原委員 幾らぐらい。

福森水道課長 いや、ちょっとそれは、申し訳ないですけど、計算はできないです。

もう1点、この料金回収率につきましてですけども、下市町、吉野町、宇陀市、御所市につきましては、これにつきましては、多分、山手なので、民家が点在している形になっていると。そこに住民の人に配水管は持っていないということで、例えば宇陀市とかでしたら、うちよりもかなり敷地は広いですし、葛城市は、多分、山はありますけど、コンパクトな形になっているので、配水管の延長も多分、推定ですけど、宇陀市とかよりも少ないので、更新してくると、それに対する費用を投資すると。それに投資することによって減価償却費がまた毎年増えていくと。それによって、多分、料金の回収率、また、うちも工業地域はありますけども、そこらも含めて、料金回収率が、要するに高いというか、全然、逆転現象になっているのが、あくまで推測ですけど、原因かなと思っております。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。

谷原委員 計画をつくっているかどうか、ちょっと答弁漏れがあるので。計画をつくって、それを出してもらえるかどうか。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 すいません、答弁漏れがございました。

全ての市町村も、県におきましても、全て今の時点でのシミュレーションというのは作成しております。それは令和30年度までの分でございますが、当市におきましても、当初のシミュレーションから約6回の更新作業といいますか、修正作業を繰り返して現時点でのシミュレーションにたどり着いたところでございます。これにつきましても、まだ今後、変更あるいは修正を加えていく作業が入ってまいりますので、今日お示ししましたこのサミットの資料を作るためのシミュレーションでございましたら、ご提示のほうはできるかと存じま

す。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。そういう財政シミュレーション、財政投資計画を見れば、施設に対してどれだけ投資せなあかんか、給水人口もありますから、人口が減少すれば、当然、水道料金が入ってくる金額も減ってきますし、そういうのが細かく見れるので、非常に判断しやすいので、ぜひその点についてはお願いしたいと思います。

それから、これ、私がさっき管路のことを聞いたんですが、配水管のことですけれども、この水道ビジョンを見ていまして、21ページのところに、平成51年ですから、令和21年からすごい設備投資をしなければいけないようになっていて、その内訳が書いてあるんです。要は、施設。これは浄水場等で施設ですね。それから、導・送・配水管、給水管と。導・送・配水管が、ものすごくこの比率が高く出ているので、先ほど、浄水場を更新するのでは30億円ということだったので、もっとかかるのかなというふうな、要は、市内全域に張り巡らされていて、まだこれは耐震もほとんどできていませんよね。だから、そういうのをやるのにすごいお金がかかるのかなというふうな気がしているんです。だから、それをちょっと、そういうので間違いないのか。お金は出ないとおっしゃったんですけど、分からないとおっしゃったんですけども、浄水場30億円に対して、これは、大体、葛城市全域を更新していくのにどれぐらいかかるかというのをお聞きしたいんですね。

それで、もう一つは、なぜそれを聞くかという、先ほどから補助金のお話があるんですよ。私は、国がちゃんとここへ補助金を出せば、どの町にも補助金を出せばいいと思うんですけども、今回、ここに出ていますこの県域水道一体化の補助金というのは、交付金は、これは管路に関係するものでしょうか。あるいは、一番重要なのは、僕は管路の更新、耐震化やと思っているんですけど、ここにあるのは、見てみるとそうではないように思うんですね。要は、広域化を進めるために施設を破却したり、それから、県の施設を強化したり、県の送水管をもっとがっちりさせたりとかということだろうと思うんですけど、そういう認識で間違いないのかちょっとお聞きします。

西井委員長 課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

配水管につきましては、ちょっと手元に資料がないので申し訳ないですけども、毎年毎年、旧の古い、住宅開発につきまして、主に塩化ビニル管、VP管を布設替えしてますけども、大体1年で約1キロ程度ぐらいしか更新できてない状況です。葛城市の総延長が約230キロ、そのうち塩化ビニル管が、手元に資料がないけども、かなり残っている状況なので、それを更新していくとなると、極端に言ったら、100年とか、そこまでかかる可能性は、今の更新費用で言ったら、今まで、舗装工事を入れて、去年でしたら大体年間2億円ぐらい上がっています。今の職員の数にもよりますし、職員が例えば20人とかになれば、年間掛ける。ただ、浄水場も含めてそれだけの更新になると、一遍に更新費用を10年間かけてしまうと、逆に経営状態が一気に悪化することになりますので、それにつきましては、要するに財政シミュレーション、ある程度収益を確保しながらということで、それは今後の課題になるかなと思っ

ております。

それと、管路整備の補助金ですけれども、単独の場合ですけれども、厚生労働省で補助金を受けていますけれども、これもちっと手元に資料がないので申し訳ないですが、給水原価、また供給単価の費用が、記憶で、間違っていたら申し訳ないのであれですけど、多分、うちは110円、120円なんですけど、これは200円ぐらいの単価でなかったら補助金が出ない。これはちょっと調べてみないと分からない。ちょっと今の記憶の範囲で答えてますけど、それじゃなかったら。要するに、耐震性貯水槽は5年以上やと思いますけれども、あれも厚生労働省の単価で、資本単価は90円以上が対象。うちは資本単価が90円以上にならないので、それで総務省消防庁のそっちのほうの補助金で活用した、今も活用した形跡がありますので、配水管につきましても、今の給水原価、供給単価では補助金が出ないと認識をしております。

それで、配水管につきましては、そこにあった広域化事業と、もう一つ、運営基盤で、これにつきましては、基幹管路の補助金ということで、多分同額になっていたと思いますけど、その3分の1が一体化になった場合には出てくることになっております。広域化につきましては、要するに各連絡管、例えば事業体ごとの連絡管とか配水池とかの共同利用とか、それに関しては広域化事業の運営基盤。運営基盤については、配水基幹管路、配水管の補助金となっております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけど、要は、私が大変気にしているのは、浄水場施設をどこの市町村もなくせば、その維持経費がなくなっていくのは当たり前ですよ。県の浄水場に統合していけば、それでその分は経費ががーんと下がるのは分かるんですが、依然として残るのは、市内あるいは市町村全てにわたって張り巡らされているこの配水管ですね。これについての更新費用、これをどうしていくかというのは、広域化になっても残るし、葛城市になっても残ると。それはいずれにしても水道料金で将来とも見ていくということになると思いますので、そのデータを私は細かく見たいなと思いますので、ぜひ県のほうのシミュレーション、これは各市町村のは要りませんから、各市町村を全部合わせた、このグラフの元になったようなデータがいただけたらありがたいので、ぜひよろしくお願いします。

西井委員長 西川委員。

西川委員 今の答弁なりを聞いてたら、わしが言ったこと、市民のことを真剣にやっているのかなと思ってな。言うてんねや、今のようなことみたいなの。ちゃんと今の状態を維持していく。こんなもの、令和30年度みたいなの、わしは生きているかどうか知らんで、こんなもん。令和30年みたいなの、こんなもん、生きてないわ。そやから責任あるわけやろう。それをきちっと、今言ったように、ここのセグメント経営でこうやと出してのけれども、今の状態をやろうとしたときに、福森課長、あんたの答弁、俺、ずっと聞いてたら、何も真剣に。まずは今の状態を維持しようとしたときに、きちっと今の現在、5年先なのか、2年先なのか、どういう、浄水場でもごろっと変えたら、それは何十億円かかるけれども、もたすために機械をここをこう変えて、こう変えていくと、そんなんもあるはずやから、そういうふうなことを

きちっとやってないと、市長が答弁しているのは、二者択一で生き残りをかけてやるわけやんけ。それは、この水道を維持するというのは、これは1つの葛城市のほんまに、哲学とまでは言わんけど、水道なんていうのは考え方をきっちりと持たんなんねやんか。それで、こっちかこっちかと。そやから、まずそれを出してくれってさっき言ったら、分かりましたと言ってんねやんか。それを、いや、まだしてません、時間あらへんのに、まだそこまでやってません、そこのところは分かりません。ちゃんとそれを出してくれと言っているわけや。真剣に。一応これをやっていますねんと言うてるけど、今、谷原委員言わはったように、こんなだけやし、もうちょっとやっぱりきちっとした見通しを立てたようなもんがあるんやけど、今これだけ書いていると僕は理解したけど。今聞いてたら、何か知らんけど、どーんと一般的なこと言って、ほんまに今の現在の状況で、例えば10年先にはここをこうやっていかんならん、15年先はこうやっていかなあかん。ほんで、やっぱり何ぼ考えても、この一体化のほうに向かなあかん。一体化のほうへ先に向くんじゃなしに、今の状態を維持していつて、安い水道料金をどの時点までこれを維持できるのか。これ、ほんまに令和30年度で227円で維持できるのか。そこのところ、もうちょっとせんと、こんな判断するとき、どこまでのシミュレーションをやったのか、全然わしらは見えていないわけや。どんなシミュレーションをやったのか全然分からん。そこらはやっぱりもうちょっと谷原委員言わはるようになりやすく出してくれやんと。浄水場はこれだけかかって、90億円かかりまんねんと。それで、配水管をやろうと思ったら、メートル5万円かかって、何ぼかかりまんねんと。そんなんやったら、とてもやないけど、こんな維持できへんの違うんかいと。いつそれだけのお金がかかってるんや。そやけど、そこまでやっても、県からうち、葛城市へ出まんねんと言ったら、どんなふうなデメリットが来るのかも分からんし、維持しようと思ったら、よっぽど生き残りをかけてでも今の現在を維持するねんと。もちろん安い水道料金というか、安い水を、おいしい水を供給するためにそうするねんという判断か、いや、ちょっと無理やなという判断をせんなんねやったら、僕ら、そっちは行政でははんのか、その判断できる材料を行政は持つてはんのか知らんけど、こっちは全然そんな、こういうのしか、表はこれですとぺっとこんなんもらうだけやから、分からへん。ちょっと分かりやすいのが欲しいと。出してくださいよとさっき言うたやん。それは、そんな、難しい話やから、びしっとは出えへんけれども、そういう考え、自分らは生き残っていく、葛城市が生き残っていくんやという、どっちがええんかということ、やっぱりちょっと専門家なので、葛城市は今までこれだけのことを維持できてきたのは何でやねんと。ものすごいやっぱりうちらはうまいことこれやってきたんやと思うねんで、葛城市そのものというか、當麻であろうが新庄であろうが。これは何でやねんと。そこら、ちょっとうまく言えんけど、もうちょっと判断する材料が欲しいな。結構です。出してくれるかどうかだけ言って。

西井委員長 ただいま西川委員も、また谷原委員もおっしゃったように、きちっと判断できる資料の中で、例えば30億円が3か所あって90億円じゃなく、この施設はどれぐらいもって、15年ものどれぐらいかかるとかというの、これは基本的に合計合わせて90億円やというような話じゃなく、ここの施設はこれから10年間でどれぐらいの部分で最低限修復したらどれぐ

らいかかると。3か所合わせたら、その3倍じゃなく、ここはどうやとかいうふうな、実際に分かりやすいようなシミュレーションの、分かる、基本、もう持っておられるのかなと思うけど、それを出してもらった中で、再度、当委員会をまた開かせてもらって、そのたたき台の中で検討させてもらおうと。今の状況やったら、議論がかみ合わない。本日、質疑等は今のぐらいで、まだまだ言いかけたのはあると思いますけど、基本的な資料をある程度分かりやすくしてもらって出してもらったところでまた検討していくということで、皆さんいかがでしょうか。申し訳ないですけど、時間もあれやし、今日のところでは、仮想の議論みたいな形になりつつあるから、その辺だけ、部長、課長、資料を、今、谷原委員も西川委員もおっしゃったようなことで、きめ細かく分かるような形で、分かりやすい形で、現実、ざっとドンブリで、先ほど言ったように、これが30億円やから、3つあるから90億円かかりまんねんじゃなく、もうちょっとその辺がはっきりと、その施設の償却期限を勘定したらこれぐらい、ここまでもつねんと、その辺も分かるような資料を出してもらいたいということで、よろしくお願いします。

まだまだ意見はいろいろあると思いますが、私の独断と言っては何やけど、そういう資料を見て、再度会議を開きたいと思いますので、本日はこの程度にさせていただきますというところでご了解をお願いします。

それでは、本日の調査案件は以上であります。

ここで、委員外議員からの発言があれば許可いたしますが。

松林議員。

(松林議員の発言あり)

西井委員長 委員外議員の発言を終結いたします。

実際、水道問題については、これは大変皆さん危機感を持っておられる会議で、ふだんからでも慎重審議しておられましてんけど、今日は特に朝の疲れもある方もたくさんおられる中、慎重にやってもらって、また、これ、絶対に水道というのは市民に関わる問題で、おいしい水をいかに安く、これはやっぱり市としても検討する中で、皆さん方、同じ意見だと思いますので、今申し上げましたように、資料が出てきたら、また正副委員長で相談させてもらって、できるだけその辺も含めて分かりやすい資料をお願いした中で、検討材料とさせていただきます。またそのときは、皆さん方、どうかよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、慎重審議の御礼方々、また次の委員会でも慎重審議をお願いするということで、どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

これをもちまして、県域水道一体化調査特別委員会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午後4時05分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

県域水道一体化調査特別委員会委員長

西井 寛